平成２１年（フ）第６９０５号
大阪市東淀川区相川２丁目17番14号　ルンビニー相川406号
債務者　水嶋　悠子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１１１号
大阪府門真市大池町14番32号
債務者　西尾　英治
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７１９号
大阪府大東市氷野３丁目４番１号　ハイツ二反田202号
債務者　大澤　哲郎
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９４０号
大阪府高槻市郡家本町50番32号
債務者　加藤　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９６６号
大阪市生野区小路３丁目３番７号
債務者　恩知　利朗
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９９３号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目７番58号　ライフワーク葵417号
債務者　松下　幸夫（旧姓榊）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０２５号
大阪市北区中之島４－２－40－805、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町西岡368番地の１　ライオンズマンション明石魚住第３－208号
債務者　小椋　友靖
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１９８号
大阪市此花区梅香１丁目26番14号
債務者　髙屋舗光一
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６２１号
大阪府寝屋川市寿町１番９号木村第２マンション103号
債務者　小川こと　李　　泰成
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６５１号
大阪市天王寺区細工谷１丁目１番29号
債務者　大元　博司
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７０６号
大阪府大東市大野１丁目３番10号　マンションヨコタ２号館412号
債務者　倉橋　俊郎
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７１４号
大阪府枚方市甲斐田東町30番９―302号
債務者　線﨑　幸弘
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７６０号
大阪市西区立売堀２丁目１番20―1102号
債務者　田中　浩子（旧姓竹端）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７８５号
大阪市淀川区三津屋南１丁目11番４号　淡山荘
債務者　河野フヂ子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８５１号
大阪市淀川区三国本町３丁目22番８号　中村方
債務者　森　美智香（旧姓古本）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８６２号
大阪市生野区小路３丁目４番17号
債務者　森本こと　具　　奈美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８９９号
大阪府東大阪市瓢箪山町21番18号
債務者　中川　啓介
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９１９号
大阪府八尾市山本高安町２丁目13番45―306号
債務者　田村正夫こと　金　　鐘根
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部